

# 平成25年度/第2期「水泳教室」参加者募集!

- 申込場所** 象潟B&G海洋センター
- 申込方法** 申込用紙に希望の曜日(1つ)と必要事項を記入し、提出してください。申し込み用紙はプール受付窓口にあります。市ホームページからもダウンロード可能。
- 申込期限** 6月14日(金)まで  
※抽選結果の確認は各自でプールに問い合せください。(センター内に抽選結果の掲示もします。)
- 手続き** 6月15日(土)以降に各自で申し込み状況または抽選結果を確認後手続きをしてください。



※申し込み多数の場合は各教室ごとの抽選になります。(市内申込者優先) また、のびのび・わんぱく・メンズ・レディース教室は、夏季繁忙期のため教室の安全面を考慮し休止します。

## ◆7月~9月の3ヶ月コース(全10回)

教室名(対象)	曜日	時間	募集人数	内容
ベビー教室 (6カ月~2歳児)	金	7月5日から開始 11:00~12:00 小学校夏休み期間中は 12:30~13:30	定員なし	親子のふれあいを通して楽しみながら水中でのバランス感覚を養い、水に対する本能的な動きを引き出します。(体験可能)
チビッコ教室 (小学1、2年生)	月	7月1日から開始 16:30~17:30	30人	正しい運動習慣が身につけられるよう、楽しく水慣れから水泳の基本的な技術を段階的に指導します。
	水	7月3日から開始 16:30~17:30	30人	
	金	7月5日から開始 16:30~17:30	40人	
ジュニア教室 (小学3~6年生)	木	7月4日から開始 16:30~17:30	40人	体力向上と正しい運動習慣が身につけられるよう、水泳の技術と泳法を段階的に指導します。
	土	7月6日から開始 16:30~17:30	30人	
アクアビクス教室 (一般)	水	7月17日から開始 12:30~13:15	定員なし	水中での有酸素運動とリラクゼーションを45分間行います。(体験可能)

## ◆費用

教室参加料	施設使用料	小学生以下	高校生・65歳以上	一般
1,000円	1回ごと	100円	250円	350円

申込・問合せ先 象潟B&G海洋センター ☎ 43-6490

今年も **Jリーグで活躍中のアルビレックス新潟** がやって来る!  
日本最高峰、迫力のプレーを見に行こう!

憧れの選手に会いに行こう!

キャンプ期間 6月10日(月)~16日(日) **入場無料**

練習会場 仁賀保グリーンフィールド

※練習の日程等は急遽変更になる場合があります。  
問合せ スポーツ振興課 ☎ 33-8855

# 子育て支援情報 児童手当について

## 児童手当の目的

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。



## 支給資格者

市内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方が支給資格者です。離婚協議中で両親が別居している場合(住民票も別)は、児童と同居の方へ支給されます。

未成年後見人や父母指定者、施設設置者なども支給資格者となります。

## ◆児童手当の額

支給対象	月額	所得制限以上の方
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上~ 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※第3子の数え方...18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

## ◆所得制限

扶養親族等の数	所得額	収入額(給与所得者の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

## 支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童(満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

## 平成25年度 児童手当支払日

- ① 6月7日(金) (2~5月分)
- ② 10月7日(月) (6~9月分)
- ③ 2月7日(金) (10~1月分)

## 出生・転入の場合

出生のときは出生日の翌日から15日以内、転入のときは転出予定日の翌日から15日以内に申請をすれば、翌月分から支給できます。申請者となるのは、児童を養育する父母等のうち、主に生計を支えている方となります。



## 申請に必要なもの

- ▼児童手当認定請求書
- ▼印かん
- ▼申請者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ▼申請者名義の振込口座番号
- ▼本年1月2日以降転入の方は前住所地の児童手当用所得証明書

- ▼申請者が単身赴任等で児童と別居している場合は別居監護申立書
- ▼児童が属する世帯の住民票謄本

- ▼児童が申請者自身の子でない場合
- ▼養育についての申立書
- ▼離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

## 現況届について

所得の状況や児童の養育状況を確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただきます。

現況届を提出されないと、6月分以降の手当を受け取れませんので、必ず提出してください。用紙は5月下旬以降に発送します。

## 申請場所

- ▼子育て長寿支援課
- ▼金浦・象潟市民サービスセンター
- ※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

## 問合せ先

子育て長寿支援課 ☎ 32-3040